

申出による降任取扱要綱の制定について（通達）

制定 平成16.9.17 例規務第36号
京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて

このたび、みだしの要綱を下記のように定め、平成16年10月1日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

記

申出による降任取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、職員の能力と意欲に応じた任用を行い組織の活性化を推進するために実施する職員自らの申出による降任の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において降任とは、職員が現に任用されている階級又は職より下位のものに任命することをいう。

第3 対象職員

降任の申出をすることができる職員（以下「対象職員」という。）は、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する職員のうち、警部補以上の階級にある警察官及びこれに相当する警察官以外の職員とする。

第4 給料の取扱い

降任後の給料は、職員の給与、勤務時間等に関する規則（昭和31年京都府人事委員会規則6-2）に定めるところによる。

第5 申出、調査等

- 1 対象職員は、本部長に降任の申出をすることができる。
- 2 対象職員は、降任の申出をする場合は、降任申出書（別記様式第1号）を本部長に提出（所属長経由）するものとする。
- 3 所属長は、対象職員から降任申出書の提出を受けた場合は、当該職員と面接し、職員の事情、意向等について調査するものとする。
- 4 所属長は、前記第5の3の調査の結果を踏まえ、意見書（別記様式第2号）を作成の上、進達書（別記様式第3号）に、提出を受けた降任申出書及び当該意見書を付して、本部長に進達（警務部警務課長経由）するものとする。
- 5 警務部警務課長は、降任の申出に係る事実を確認し、その結果を本部長に報告するものとする。

第6 降任の決定等

- 1 降任は、対象職員の申出、前記第5の3から5までの規定による調査及び確認の結果等を総合して、本部長が決定するものとする。
- 2 降任の発令は、原則として定期人事異動時とする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、申出による降任の取扱いに関し必要な事項は、その都度、警務部長が定めるものとする。

年 月 日 廃棄

京都府警察本部長 殿

年 月 日

所 属

階級(職)

氏 名

印

降 任 申 出 書

私は、下記のとおり降任を希望しますので、申し出ます。

記

1 希望する階級(職)

2 希望する理由

年 月 日 廃棄

京都府警察本部長 殿

年 月 日
長

意 見 書

下記のとおり意見を述べます。

記

1 申出職員の階級（職名）及び氏名

2 職務内容及び勤務状況

3 面接実施日時

年 月 日（ ） 時 分 ~ 時 分

4 降任を希望する具体的理由

5 降任に関する意見

6 その他参考事項

様式第3号

年 月 日 廃棄

京都府警察本部長 殿

第 号
年 月 日
長

進 達 書

(申出職員の所属、係、階級、
氏名及び生年月日)

上記の者から降任したい旨の申出があったので、本人の降任申出書及び意見書を添えて、進達する。